

四日市市消防関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月5日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第1号

四日市市消防関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市消防関係手数料条例施行規則（平成18年四日市市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(規則で定める場合)</p> <p>第3条 条例別表第1の6の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>(1) 特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所(次号に掲げるものを除く。) 屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤(地中タンク(危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「<u>省令</u>」という。))第4条第3項第4号に規定する地中タンクをいう。))に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤、海上タンク(<u>省令</u>第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。))に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び定置設備(<u>省令</u>第4条第3項第6号の2に規定する定置設備をいう。)(定置設備の地盤を</p>	<p>(規則で定める場合)</p> <p>第3条 条例別表第1の6の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>(1) 特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所(次号に掲げるものを除く。) 屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤(地中タンク(危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「<u>規則</u>」という。))第4条第3項第4号に規定する地中タンクをいう。))に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤、海上タンク(<u>規則</u>第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。))に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び定置設備(<u>規則</u>第4条第3項第6号の2に規定する定置設備をいう。)(定置設備の地盤を</p>

含む。)の変更以外の変更に係る消防法(昭和23年法律第186号)第11条第1項後段の規定に基づく変更の許可の申請(以下この条において「変更許可申請」という。)に係る審査の場合

(2) (略)

む。)の変更以外の変更に係る消防法(昭和23年法律第186号)第11条第1項後段の規定に基づく変更の許可の申請(以下この条において「変更許可申請」という。)に係る審査の場合

(2) (略)

(3) 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成6年政令第214号。以下この号及び次号において「6年政令」という。)附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所(同項第1号に掲げるものに限る。) 平成21年12月31日(同号括弧書に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が6年政令附則第2項第1号に規定する新基準(以下この号及び次号において「6年新基準」という。)に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日)までに行われた変更許可申請(当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を6年新基準に適合させるためのもの、規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならない特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るもの並びに規則第22条の2

第1号ハに定める構造を有しなければならぬ特定屋外タンク貯蔵所の浮き蓋に係るものを除く。)に係る審査の場合

(4) 6年政令附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所(同項第2号に掲げるものに限る。) 平成25年12月31日(同号括弧書に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所にあっては、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が6年新基準に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日)までに行われた変更許可申請(当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を6年新基準に適合させるためのもの、規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならぬ特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るもの並びに規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならぬ特定屋外タンク貯蔵所の浮き蓋に係るものを除く。)に係る審査の場合

(5) 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号。以下この号において「11年政令」という。) 附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所(同項第

1号に掲げるものに限る。）平成29年3月31日（同号括弧書に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が11年政令附則第2項に規定する新基準（以下この号において「11年新基準」という。）に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日）までに行われた変更許可申請（当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。）に係る審査の場合

（手数料の減免）

第4条（略）

2 前項の規定により手数料の減免又は免除を受けようとする者は、消防関係手数料減免申請書（第1号様式）に、前条各号に該当することを証する書面その他参考となるべき事項を記載した書面を添えて市長に提出しなければならない。ただし、災害の発生直後等により四日市市危険物規制規則（昭和48年四日市市規則第39号）第2条第1項の規定に基づく承認申請を書面により提出して行ういとまがない場合、交通手段の確保が困難である場合その他減免申請を

（手数料の減免）

第4条（略）

2 前項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、消防関係手数料減免申請書（第1号様式）に、前条各号に該当することを証する書面その他参考となるべき事項を記載した書面を添えて市長に提出しなければならない。ただし、災害の発生直後等により減免申請を口頭により行うことに正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

口頭により行うことに正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防本部予防保安課)